

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月下旬に新しい保険証（黄緑色）を交付しますので、お手元に届きましたら、古い保険証（ピンク色）を役場住民課へ返却してください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れた時は再交付しますので、役場住民課戸籍年金医療グループまでお申し出ください。

新しい保険証の色は黄緑色です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成27年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発券期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります。

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には7月下旬に新しい減額認定証（黄色）を保険証と一緒に交付しますので、8月1日以降に古い減額認定証（水色）を役場へ返却してください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場住民課戸籍年金医療グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい限度額認定証は黄色です。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成26年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発券期日	平成26年 8月 1日
有効期日	平成27年 7月 31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成26年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は、9月（平成26年1月～6月の医療費を対象）に行います。

● 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、役場住民課戸籍年金医療グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

○ すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○ この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先

* 北海道後期高齢者医療広域連合
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

* 釧路町役場
住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121